

社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会
レスキューキッチン貸出要綱

制 定 平成18年3月31日

(目的)

第1条 社会福祉法人小樽市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、以下の目的を達成するため、レスキューキッチンを貸し出す。

- (1) 防災についての意識啓発
- (2) 使用方法を普及することにより、災害時の備えとする
- (3) 地域別ネットワークづくりを進め、地域防災力を高める
- (4) 小樽市内で活動するボランティア・市民活動団体との連携協力を深める

(対象)

第2条 貸出対象は、次のとおりとする。

- (1) 市内の自治会及び町内会
- (2) 小樽市ボランティア・市民活動センターに登録している団体
- (3) 市内の社会福祉施設
- (4) その他、前条の目的を達成するために本会会長が必要と認めた団体

(申込)

第3条 利用を希望する団体は、小樽市ボランティア・市民活動センターに備える借用願を、利用希望日の1週間前までに本会会長に提出し、承認を得るものとする。

(利用料)

第4条 利用料は、無料とする。

(遵守事項)

第5条 利用者は、別に定める取扱説明書を十分に理解し、使用上の注意事項を守るとともに、その使用目的や限界を無視した使用をしてはならない。

2 利用者は、衛生管理を徹底し、事故のないように最善の注意を払うとともに、万が一の事故を補償するために、必ず傷害・賠償保険に加入しなければならない。

3 利用後は、報告書としてアンケート・調理レシピ用紙に記載し、当日使用した資料・写真等とともに本会会長に提出しなければならない。

提出を受けた報告内容は、今後の普及活動及び災害時の円滑な対応のため活用する。

4 返却時には適切な清掃、洗浄を行い、使用前の原状回復に努めなければならない。

5 利用者の重大な過失により、故障、事故が発生したときは、利用者がその責を負うものとする。

6 借用願に記載した目的以外に使用してはならない。

7 第1条の目的を超えるような営利を目的として利用してはならない。

(利用承認の取消)

第6条 本会会長は、次の各号に該当すると認めるときは、利用の承認を取り消すことがある。

- (1) 故障、事故、その他の理由により利用できなくなったとき
- (2) 利用者が遵守事項に違反、又は本会会長の指示に従わなかったとき
- (3) 当該地域に気象警報が発令され、災害の危険性が高い、又は災害が発生したとき
- (4) 前各号のほか、使用に支障があると認められたとき

(個人情報の取扱)

第7条 利用受付等で知り得た個人情報については、本会プライバシーポリシー及びボランティア・市民活動センター事業に関する個人情報取扱い業務概要説明書のとおり取り扱う。

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。